

## 旭柔連ユース規約

- (名 称) 本会は旭柔連ユースと称し、事務局を旭川柔道連盟に置く。
- (目 的) 本会は、楽しい柔道を行うことを目的とする。
- (組 織) 本会の主旨に賛同する者により組織する。
- (資 格) 旭川柔道連盟に登録のある高校卒業以上40歳未満の者とする。  
但し、所属のない高校生・初段取得希望者・試合出場予定者はこの限りではない。  
モラルを守り、稽古できる者とする。
- (活 動) 本会の目的を達成するため、次の活動を行う。  
1. 定期的な柔道の稽古  
2. 本会が主催する大会  
3. 希望者による、指導員・審判員の講習会
- (会 場) この会を実施する会場は旭川柔道連盟が確保する。
- (保 険) この会に参加する者の傷害保険料は旭川柔道連盟が負担する。
- (役 員) 旭川柔道連盟の役員に準ずる。
- (会 計) 旭川柔道連盟の収支に含む。
- (その他) 柔道の活動に関するアドバイスは、参加者相互で行う。  
希望者には少年団等の活動場所を紹介する。  
特定の団体への無理な勧誘はしない。

※この規約は2024年4月13日から施行する。